介護をしながら働く皆さん、仕事と介護の両立支援制度を活用しましょう！

北海道労働局雇用環境・均等部指導課

継続的に介護を行うためには、経済的な負担が避けられません。また、介護が終了した後の生活を視野に入れて考えても、経済的基盤は重要です。

介護に直面しても、すぐに退職することなく、仕事と介護を両立するための制度を活用して、介護をしながら仕事を続ける方法を探ってみましょう。

厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112622.html）では、介護保険制度や介護休業制度等について情報提供を行っています。確認の上、会社の人事労務担当者に相談してみましょう。

厚生労働省

介護離職ゼロ

＜育児・介護休業法で定められた制度＞

1. 介護休業制度

　　介護が必要な家族1人について、通算して93日まで、3回を上限として分割して取得できます。また、介護休業期間中は、要件を満たせば雇用保険（ハローワーク）から休業前の賃金の67％が支給されます（介護休業給付金）。

　②　介護休暇制度

　　介護その他の世話を行うため、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、年次有給休暇とは別に1日または半日単位（所定労働時間の2分の1）で取得できます。

　③　介護のための短時間勤務等の制度

　　事業主は、介護が必要な家族1人につき、利用開始から3年間で2回以上の利用が可能な以下のいずれかの制度を作らなければならないことになっていますので、就業規則で確認の上、利用しましょう。

　　ａ　短時間勤務の制度　　　ｂ　フレックスタイム制度

　ｃ　時差出勤の制度　　　　ｄ　介護サービスの費用の助成

その他、介護終了まで何度でも利用できる介護のための所定外労働の制限（残業免除の制度）・時間外労働の制限・深夜業の免除などの制度があります。

北海道労働局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\_seido

\_tetsuzuki/koyou\_kintou/hourei\_seido/\_120614.html）をご覧いただくか、下記までお問合せください。

北海道労働局雇用環境・均等部　指導課

札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第１合同庁舎

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/

電　話　０１１－７０９－２７１５